

令和5年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：憲法・刑法

試験時間：9:00～11:40

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙も含めて、5ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、憲法【第1問】・【第2問】、刑法【第1問】・刑法【第2問】 の4枚である。
4. 解答用紙は、4枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 憲法

第1問（配点：40点）

公職選挙法138条1項は、「何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができない」と規定し、同法239条1項3号は、138条の規定に違反して「戸別訪問をした者」は、「一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する」と規定する。

この戸別訪問禁止の目的に関しては、意見表明そのものの制約を目的とするものではなく、意見表明の手段方法のもたらす弊害（①戸別訪問が買収、利害誘導等の温床になり易く、②選挙人の生活の平穏を害するほか、③これが放任されれば、候補者側も訪問回数等を競う煩に耐えられなくなるうえに多額の出費を余儀なくされ、④投票も情実に支配され易くなる等）を防止し、もって選挙の自由と公正を確保することを目的としている、と説明されている。

上記の説明に加え、戸別訪問の禁止は、選挙運動を行う者に選挙運動という一種の競争を公平に行わせるための戸別訪問禁止というルールを一律に遵守するよう強制することによって公正な選挙の実現を確保するためのものである、という理解も示されている。

公職選挙法による戸別訪問の禁止に含まれる憲法上の問題点について、関連する判例および学説に触れつつ論じなさい。

【前期日程】

試験科目名： 憲法

第2問（配点：40点）

第×回国会衆議院社会労働委員会において、衆議院議員であり、同委員会の委員であったYは、当日の議題であった医療法の一部を改正する法律案の審議に際し、患者の人権を擁護する見地から問題のある病院に対する所管行政庁の十分な監督を求める趣旨で、A市のB病院の問題を取り上げて質疑し、その質疑の中で次のような発言を行った。その発言とは、B病院の院長Cは5名の女性患者に対して破廉恥な行為をした、Cは薬物を常用するなど通常の状態ではないのではないか、現行の行政の中でこのような医師はチェックできないのではないか、などというものであった。この発言があった翌日にCは自殺した。

Cの妻であるXは、Yの事実無根の発言により名誉が毀損されたためCは自殺に追い込まれたとして、Yに対しては民法709条に基づき、国に対しては国家賠償法1条1項に基づき、それぞれ損害賠償を求めて訴えを提起した。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、関連する判例および学説に触れつつ論じなさい。なお、国家賠償法1条に定める責任の性質について論じる必要はない。

【前期日程】

試験科目名： 刑法

第1問（配点：40点）

J組に所属する暴力団員Xは、K組に所属する暴力団員Aと金銭の貸し借りをめぐってもめていた。ある日の午後、XがJ組事務所からAに対し電話をかけたところ、XとAは口論となった。口論が激しさを増したころ、Aは、「お前、そこで待っどけ。今から行くから。お前、どうなっても知らんからな」と言い放ち、電話を切った。Xは、Aが自分のところに殴り込みに来るかもしれないと予想して、その場合には、徹底的に痛い目に合わせてやると考えた。そこで、Xは、子分のYに対し、Aとの口論の経過を説明した上で、「お前が事務所の前で待っどけ。Aにやられたら、これで刺せ。殺してもいい」と言って、Yに、鞆におさめられた短刀（刃体の長さ15cm）を持たせた。Yは、短刀をズボンの後ろ側に隠した上で、Xに命令されたので仕方なく事務所の前に立っていたが、内心では、「人を刺すなんて怖くてできないし、Aも自分には手を出してこないだろうから、Xはいないとか言って、Aには帰ってもらおう」と考えていた。ところが、Aは、運転してきた自動車をJ組事務所の前に止めるやいなや、自動車を降りてYのところに向かってきて、「お前、Xのところのガキか」と言って、Yの胸倉をつかんで投げ飛ばした。さらにAは転倒したYの頭部を執拗に足げりにしてくるので、Yは、身の危険を感じて、自分の生命身体を守るために、とっさに短刀を取り出して鞆から抜き、死んでもいいと思いながらAの胸部に強く突き刺した。Aは死亡した。

XとYの罪責を論じなさい。ただし、特別法違反については論じる必要はない。

【前期日程】

試験科目名： 刑法

第2問（配点：40点）

Xは、自宅の広大な庭の一角に、物置小屋（幅1.5m・高さ1.5m・奥行1mの木製）を所有していた。某日、Xは、この物置小屋が老朽化したため、分解した上で大型ゴミとして回収してもらおうかとも考えたが、料金がかかることから、自分で焼却処分することにした。Xは、万一に備えて消火器を用意した上で、当日は小雨が降っており、風も吹いていなかったため、近所の他の住宅等に燃え移るおそれはないと確信して、物置小屋に火を放った。ところが、Xは失念していたが、物置小屋の中には灯油が入ったままの小型ストーブが保管されていたことから、火がこの灯油に引火し、物置小屋は激しく燃え上がった。驚いたXは消火器を使おうとしたが、使用方法を確認していなかったために作動させることができず、さらに折悪しく突風が噴き出したために、燃え上がった炎から大量の火の粉が付近の住宅に降りかかり、住民が避難するなどの大きな騒動となった。幸い、付近に消防署があったために迅速な消火活動が行われ、物置小屋が全焼したにとどまり、大事には至らなかった。

Xの罪責について論ぜよ。ただし、特別法違反について論じる必要はない。

令和5年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：民法・商法

試験時間：13:00～15:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、4ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、民法【問1】・【問2】、商法、の3枚である。民法について、【第1問】の解答は民法【問1】の解答用紙に、【第2問】の解答は民法【問2】の解答用紙に記入してください。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 民 法

第1問（配点：40点）

Aは、Bとの間で、Aの所有する土地（以下「本件土地」という。）をBに売却する契約を締結した。本件土地は、その面積が250平方メートルであることが登記簿に記載されていた。また、Bは、本件土地上に10階建ての分譲マンションを建設する予定であったが、250平方メートルの土地であれば計画どおりのマンションを建設することができ、本件土地の代金を5000万円とすれば全体として採算がとれると判断したことから、その旨をAに伝えて交渉した結果、Aがこれを了承したため、1平方メートル当たりの代金を20万円とした上で、本件土地の代金は5000万円とされた。

その後、Aは本件土地をBに引き渡し、Bは代金全額をAに支払った。ところが、Bがマンションの建設を始めようとしたところ、本件土地は実際には220平方メートルしかなく、容積率の制限のため、最大でも8階建てのマンションしか建てられないことが判明した。そのため、Bは、やむを得ず計画を変更し、本件土地上に8階建ての分譲マンションを建てることにした。Bは、仮に10階建ての分譲マンションを建てていれば、追加でかかる工費を差し引いても、更に1億円の利益を上げることができていたはずである。

この場合において、Bは、Aに対し、どのような請求をすることができるか。複数の請求が考えられる場合は、その相互関係にも留意しつつ検討しなさい。

【前期日程】

試験科目名： 民法

第2問（配点：40点）

Aが信号機のない横断歩道を渡っていたところ、自動車を運転していたBが、前方不注意のためにAに衝突し、Aは転倒して頭部を負傷した。この事故の後、Aは救急車で病院に搬送され、医師Cによる治療を受けた。ところが、Cが適切な治療をすることなくAを帰宅させたため、帰宅後にAの容態が急変し、Aは同日死亡した。

この場合において、BおよびCは、Aの死亡について不法行為責任を負うか。以下の（1）および（2）のそれぞれの場合に即して検討しなさい。なお、自賠法3条について検討する必要はない。

- （1） Bとの交通事故によるAの負傷は、放置すれば死亡するに至る程度の重大なものであったが、Cが適切な治療をすれば救命できた可能性が極めて高かった場合。
- （2） Bとの交通事故によるAの負傷は、命に別状のないものであったが、Cが通常では考えられないような極めて不適切な治療を行ったため、Aが死亡するに至った場合。

試験科目名： 商 法

問題（配点：40点）

問1

甲株式会社は株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定款で定めていた。甲社では、株券を発行する旨の定款の定めがあり、株券を発行している。株主Aは自己の有する甲社株式1千株をBに売却することで、Bと合意し、Bに株券を交付し、代金50万円を取得した。ただし、このことにつき、取締役会の承認を得ていない。その後、Aは甲社株式を売らない方がよかったと考えるようになり、Bに対して50万円は返還するので、甲社株式を返還するよう求めた。Aの返還請求は認められるかどうかについて論じなさい。

問2

会社法429条1項の、取締役の第三者に対する損害賠償責任について、429条1項が存在しない場合と比べて責任を加重するものか軽減するものか、また、そのような責任を認める趣旨について説明しなさい。

令和5年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：民事訴訟法（第1解答）

試験時間：15：45～16：25

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、2ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、民事訴訟法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 民事訴訟法

問題（配点：40点）

問1

弁論準備手続の終了に当たり確認するものとされる「その後の証拠調べにより証明すべき事実」（民事訴訟法170条5項、165条1項）とはいかなる事実か、論じなさい。

問2

Xは、Yから甲土地を買ったと主張して、Yを被告として、甲土地の所有権移転登記請求訴訟を提起した。この訴訟に、自らもYから甲土地を買ったと主張するZが、XY間の売買契約の成立および有効性を前提としつつ、Xに対しては甲土地の所有権確認請求を、Yに対しては甲土地の所有権移転登記請求をそれぞれ定立して、独立当事者参加をすることができるか、論じなさい。

令和5年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 刑事訴訟法 (第2解答)

試験時間 : 16:35～17:15

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、2ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、刑事訴訟法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号(上下2箇所)および氏名(上1箇所)は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 刑事訴訟法

問題（配点：40点）

警察官甲は、被害者乙のクレジットカードを乙に無断で使用した旨の詐欺の被疑事実で、被疑者Aに対する逮捕状の発付を得たうえで、A宅に赴いた。

次の問1と問2について、甲による搜索及び差押えの適法性について論じなさい（問1と問2は、全く別の事案として検討すること。）。

問1 Aと二人で暮らしているAの妻Bが玄関まで出てきて、甲に対し、「今、Aは出掛けているので居ません。ただ、もうすぐ帰ると思います。」と述べた。そこで、甲は、Bに逮捕状を示したうえで、特にBの承諾を得ることもなく、A宅内の搜索を開始した。搜索を開始してから約5分が経過したころ、甲は、乙名義のクレジットカードを発見したので、これを差し押さえた。

なお、甲が乙名義のクレジットカードを差し押さえた直後に、Aが帰宅したので、甲は、A宅内で、逮捕状を示し、Aを逮捕した。

問2 甲は、A宅のリビングにおいて、Aに逮捕状を示し、Aを逮捕した。その後、甲は、リビングにあるAのバッグの中を搜索したところ、覚醒剤が入ったビニール袋を発見したので、これを差し押さえた。

令和5年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 行政法

試験時間 : 18:00～18:40

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、3ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、行政法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 行政法

問題（配点：40点）

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）は、銃砲刀剣類の所持を原則として禁止するが（銃刀法3条）、美術品として価値のある刀剣類については、都道府県の教育委員会に登録すれば所持できると規定している。登録は登録審査委員の鑑定に基づいて行われ、登録の方法等登録に関し必要な細目は文部科学省令で定めることとなっている（銃刀法14条）。

Xが外国刀剣であるサーベルの登録を申請したところ、Y県教育委員会が、登録対象は日本刀に限られるとして登録を拒否したため（銃砲刀剣類登録規則4条2項。以下「本件登録拒否」という。）、Xは本件登録拒否に対し取消訴訟を提起した。

問1

Xは、銃砲刀剣類登録規則4条2項が違法であるため、本件登録拒否も違法であると考えている。Xは、具体的にどのような主張をすべきか。

問2

Y県は、銃砲刀剣類登録規則4条2項が適法であるため、本件登録拒否も適法であると考えている。Y県は、具体的にどのような主張をすべきか。

（参考条文）

○銃砲刀剣類所持等取締法

（所持の禁止）

第三条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲若しくはクロスボウ（略）（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類を所持してはならない。

一～五（略）

六 第十四条の規定による登録を受けたもの（略）を所持する場合

七～一五（略）

（登録）

第十四条 都道府県の教育委員会（略）は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（略）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令

【前期日程】

試験科目名： 行政法

〔銃砲刀剣類登録規則のこと一出題者注〕で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 (略)

5 第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

○銃砲刀剣類登録規則

(鑑定の基準)

第四条 火縄式銃砲等の古式銃砲の鑑定は、日本製銃砲にあつてはおおむね慶応三年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあつてはおおむね同年以前に我が国に伝来したものであつて、次の各号のいずれかに該当するものであるか否かについて行うものとする。

一 火縄式、火打ち石式、管打ち式、紙薬包式又はピン打ち式（かに目式）の銃砲で、形状、象嵌がん、彫り物等に美しさが認められるもの又は資料として価値のあるもの

二 前号に掲げるものに準ずる銃砲で骨とう品として価値のあるもの（明治十九年以降実用に供せられている実包を使用できるものを除く。）

2 刀剣類の鑑定は、日本刀であつて、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行なうものとする。

一 姿、鍛え、刃文、彫り物等に美しさが認められ、又は各派の伝統的特色が明らかに示されているもの

二 銘文が資料として価値のあるもの

三 ゆい緒、伝来が史料的価値のあるもの

四 前各号に掲げるものに準ずる刀剣類で、その外装が工芸品として価値のあるもの

令和5年度法科大学院入学試験【前期日程・開放型特別選抜前期日程】

法律科目試験 出題の趣旨

【憲法】

第1問

本問は、戸別訪問禁止の合憲性に関する問題である。主要な論点は、戸別訪問禁止が憲法21条に違反するか否かであるが、それ以外にも、当該禁止の憲法31条適合性の論点もある。憲法21条適合性に関する主要な関連判例は、最2小判昭和56年6月15日刑集35巻4号205頁、最3小判昭和56年7月21日刑集35巻5号568頁の伊藤正己補足意見等がある。憲法31条適合性に関する主要な関連判例は、最3小判昭和59年2月21日刑集38巻3号387頁の多数意見と伊藤正己補足意見等がある。憲法21条適合性に関し判例は、いわゆる猿払基準を用いて合憲と判示しているが、学説からは強い批判が出されている。関連判例と学説をふまえた解答が求められる。

第2問

本問は、最3小判平成9年9月9日民集51巻8号3850頁に基づいて作成されたものであり、憲法51条が定める国会議員の発言・表決の免責特権がいかなる意味を有するのかが問題となる。この点、学説においては絶対的免責特権説と相対的免責特権説の対立があり、事案を国賠法の枠組みで処理した同最判も、国賠請求の当否を論じる中で憲法51条に言及し、「その職務とはかかわりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するなど、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情」があれば、国賠請求が認容される場合もあり得ると判示していた。かような学説や判例の理解を前提に、Yに対する不法行為責任および国に対する賠償責任が認められるか否かを、それぞれ論じることができれば答案としては十分であろう。

【刑法】

第1問

本問は、XおよびYの正当防衛ないし過剰防衛の成否に関し、とりわけ実行者であるYに正当防衛ないし過剰防衛が成立するかどうか、さらにYの罪責に対応して、直接的には実行行為に及んでいないXの正当防衛ないし過剰防衛の成否をどのように解すべきなのかについて、正当防衛ないし過剰防衛の要件・解釈をふまえて事実関係を的確に分析・評価できているのかを問うものである。

第2問

本問は、自己所有の物置小屋に放火し、焼損したという事案について、自己所有に係る非現住建造物放火罪（刑109条2項）ないし建造物等以外放火罪（110条2項）の成否について問うものである。各犯罪類型の成立要件の検討が中心となるが、特に「公共の危険」の意義および判断基準、さらには認識の要否が論じるべき点となる。認識の要否に関しては、いずれの立場に与するにせよ、放火罪の罪質および責任主義の原則に立ち返った考察が求められる。また、認識必要説から本問における上記の犯罪の成立を否定した場合であっても、失火罪（116条）ないし重失火罪（117条の2）の成否を改めて検討することも重要である。

【民法】

第1問

本問は、不動産の売買契約で数量に関する契約不適合があった場合における契約当事者間の法律関係について検討させる問題である。

まず、本問において数量に関する不適合があるかどうかの問題となる。これについては、改正前民法下の判例（最判昭和43年8月20日民集22巻8号1692頁）の位置付けも踏まえつつ、AB間においてどのような内容の契約が締結されたのかを、具体的事情を摘示しつつ説明する必要がある。

その上で、BからAに対してどのような請求が可能かであるが。これについては、追完請求が不可能であることを前提として、代金減額請求及び損害賠償請求の可否が問題となる。いずれについても、根拠規定のほか、その要件・効果について具体的事実を考慮しつつ検討することが要求される。とりわけ損害賠償請求については、改正前民法下の判例（最判昭和57年1月21日民集36巻1号71頁）が改正民法下でどのような意義を有するかを踏まえつつ、その内容を検討することが望ましい。また、請求相互の関係については、本問における代金減額請求と損害賠償請求が、後者の内容によっては救済の方向性を異にするのではないかという観点から、その両立可能性について検討する必要がある。

第2問

本問は、交通事故と医療過誤が順次競合した場合の、各行為者の不法行為責任の根拠と内容について、2つの場合の差異を踏まえて検討させる問題である。（1）はBC双方の行為と損害との間に相当因果関係（学説によっては、危険性関連）が認められる事案であるのに対し、（2）はBの行為と損害との間に相当因果関係（危険性関連）を認めがたい事案であることに留意して、709条又は719条1項前段による責任の成否を検討すべきである。また、特に後者の規定については、判例（最判平成13年3月13日民集55巻2号328頁）の意義と射程を踏まえ、その適用範囲に関する解釈を提示することが要求される。

【商法】

第1問

譲渡制限株式の譲渡につき取締役会の承認がない場合の当事者間での効力をどう考えるかを問うものである。譲渡制限の趣旨を踏まえて、譲渡の効力を論じることが求められる。

第2問

取締役の対第三者責任の性質、趣旨を問うものである。たとえば、不法行為責任と比べた場合に責任の範囲を広げるものかどうか、広いとすればどこが広いのかなどの点につき、重い責任（あるいは軽い責任）を認めるべき趣旨と合わせて説明することが求められる。

【民事訴訟法】

第1問

争点整理手続の1種である弁論準備手続の意義・機能について理解しているかを問うものである。弁論準備手続が当事者の主張を突き合わせて争いのある（証明が必要な）事実と争いのない（証明が不要な）事実とを振り分ける場であること、主要事実の認定のために重要な間接事実や補助事実争いがある場合には、そうした事実も「その後の証拠調べにより証明すべき事実」に含まれること、を意識した論述が求められる。

第2問

いわゆる不動産の二重譲渡事例における独立当事者参加（権利主張参加）の許否を論じさせるものである。権利主張参加の要件として原告の請求と参加人の請求の非両立性が必要であることに言及したうえで、Xの請求とZの請求は訴訟物のレベルでは両立するが判決の実現可能性のレベルでは両立しないと解されることを指摘しつつ、自己の採る結論を説得力に論証することが期待される。

【刑事訴訟法】

無令状搜索差押（刑訴法220条1項）についての解釈論と事実に対する法的分析・評価の能力を問うため、簡単な事例を設定し、問1と問2の2題を出題した。

問1では、まず、搜索差押の原則である令状主義の内容、趣旨を踏まえた上で、その例外が許される根拠（見解）を示し、自説を提示することが求められる。逮捕に着手する前に搜索差押を実施した場合につき、自説に従って一定の解釈を示しつつ、事例に顕われた具体的事実を挙げて法的な評価を加え、矛盾のない結論を導く必要がある。

問2では、問1の事例とは異なり、逮捕状を呈示し逮捕したが、バッグ内を搜索したところ、逮捕の原由である被疑事実とは異なる物件が発見された場合の差押の可否について論じ

させるものである。逮捕被疑事実とは異なる物件であるものの、所持自体が違法な物に対し、捜査官として如何なる対応を採ることが可能か、論理的に筋道を立てて論じる能力が求められる。

【行政法】

モデルとなった判例は、最判平成2年2月1日（サーベル登録拒否事件）である。本判例は、行政立法（法規命令）において扱われる基本的な判例である。

本判例は、サーベルの登録申請を拒否した処分に対する取消訴訟であるが、主な争点は、いわゆる銃刀法の委任に基づき定められた銃砲刀剣類登録規則4条2項が、登録の対象を日本刀に限定したことが委任の範囲をこえているかどうかである。そのため、まず、いかなる場合に法規命令が委任の範囲を超えるかについての一般的な議論を記述することが求められる。

次に、本判例の多数意見は、銃砲刀剣類登録規則4条2項は法律の委任の範囲を超えておらず適法であると結論づけている。問2は、多数意見についての理解度を問うものである。

さらに、本判例は、多数意見3名、少数意見2名と判断が分かれており、少数意見は、銃砲刀剣類登録規則4条2項は法律の委任の範囲を超えており違法であると結論づけている。問1は、少数意見についての理解度を問うものである。